

判決年月日	平成 29 年 10 月 25 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成28年（行ケ）第10092号		
○ 「分散組成物及びスキンケア用化粧料並びに分散組成物の製造方法」との名称の発明について、本件特許を無効とすることはできないと判断した審決の結論に誤りはないとして、無効審判請求を不成立とした審決を維持した事例			

（関連条文）特許法 29 条 2 項

（関連する権利番号等）無効 2015－800026 号，特許第 5046756 号

判 決 要 旨

1 被告は、「分散組成物及びスキンケア用化粧料並びに分散組成物の製造方法」との名称の発明についての本件特許（特許第 5046756 号）の特許権者である。原告が、本件特許の請求項 1～4 に係る発明（本件発明）について特許無効審判請求（無効 2015－800026 号）をしたところ，特許庁は，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をした。

2 本判決の主要な説示に関連する主引用例は，引用発明 1（2007 年（平成 19 年）1 月 15 日に発売された「エフ スクエア アイ インフィルトレート セラム リンクル エッセンス」に関する有限会社久光工場のウェブページ（2007 年 6 月 14 日）（甲 1 ウェブページ）に記載された発明）及び引用発明 5（「アスタキサンチン ver. 1.0 SM」カタログ（オリザ油化株式会社，2006 年 5 月 25 日制定 「製品名：アスタキサンチン－LSC1，化粧品」）（甲 5 文献）に記載された発明）である。

審決は，本件発明は各引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないとして，本件特許を無効とすることはできないと判断した。

3 本判決は，引用発明 1 及び引用発明 5 を主引用発明とする容易想到性の判断について，要旨次のとおり判示し，本件発明は各引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものとはいえないと判断した審決の結論には誤りがないとして，原告の請求を棄却した。

（1）引用発明 1 に基づく容易想到性の判断について

甲 1 ウェブページには，「以下の商品の全成分リストと類似性があります」との記載に続いて，「アスタリフト エッセンス（フジフィルム）」，「アスタリフト ローション（フジフィルム）」及び「アスタリフト クリーム（フジフィルム）」との商品名が記載されているところ，上記各商品は，いずれも，平成 19 年 7 月 10 日にニュースリリースされ，同年 9 月 12 日に発売が開始されたものであること，甲 1 ウェブページに記載された上記各商品の情報は，「Cosmetic－Info. jp」内に登録された情報（発売された市販品及び公開された成分情報）に基づいて作成されていることが認められる。

そうすると、甲１ウェブページには、本件出願日である平成１９年６月２７日より後にニュースリリース及び発売された商品が掲載されていることになるから、甲１ウェブページの「エフ スクエア アイ」の全成分について記載された部分が、甲１ウェブページにより、本件出願日前に、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったものと認めることはできない。結局、本件発明は、引用発明１に基づき容易に発明をすることができたとはいえないから、無効理由２によって、本件特許を無効とすることはできないと判断した審決の結論に誤りはないことになる。

(２) 引用発明５に基づく容易想到性の判断について

本件発明は、カロテノイド含有油性成分を含み、エマルジョン粒子を有するＯ／Ｗ型エマルジョンである水分散物と、アスコルビン酸又はその誘導体を含む水性組成物とを混合し、更にｐＨをｐＨ５～７．５とすることにより、カロテノイド含有油性成分の分散安定性とカロテノイドの色味安定性とを共に良好に保つことができ、その結果、保存安定性に優れた分散組成物及びこれを用いたスキンケア用化粧料を提供するものである。これに対し、引用発明５は、単独で化粧品として用いられるものではなく、化粧品の原料として用いられる乳化液組成物であって、スキンケア用化粧料そのものではないと認められる。

そうすると、スキンケア用化粧料において、ｐＨを弱酸性～弱アルカリ性の範囲の値とすること（甲３の１～６）が技術常識であるとしても、甲５文献に開示されているのは化粧品の原料としての「乳化液組成物」であって、引用発明５は、スキンケア用化粧料そのものではないから、上記技術常識を引用発明５に直ちに当てはめることはできないといわざるを得ない。したがって、引用発明５において、相違点２に係る本件発明１の構成を採用する動機付けがあるとはいえない。

また、甲５文献には「スキンケア用化粧料」の保存安定性等に関する事項は開示されておらず、引用発明５において、「リン酸アスコルビルマグネシウム」を添加して調製し、乳化剤をポリグリセリン脂肪酸エステルに限定して「スキンケア用化粧料」とした上で、そのような「スキンケア化粧料」のｐＨを「弱酸性～弱アルカリ性」の範囲内である「５．０～７．５」の値とするという相違点に係る本件発明１の構成を採用する動機付けとなるような記載や示唆があるとは認められないから、当業者であっても、本件発明１の構成とするには格別の努力を要するものというべきである。そうすると、化粧品の原料としての「乳化液組成物」である引用発明５において、相違点に係る本件発明１の構成を採用することについて、当業者が容易になし得たとまでは認めることができない。

以上によれば、当業者が容易になし得たこととはいえない、との審決の相違点の判断に誤りはないといえることができる。

本件発明１は、引用発明５に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものといえることはできないから、これと同旨の審決の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由２は理由がない。